

## 府中市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱

平成18年2月16日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の推進に必要となる事項について協議するため、府中市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼により、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 行動計画に基づく事業の実施状況の評価に関する事項
- (2) 行動計画の内容改善に関する事項
- (3) その他次世代育成支援施策及び行動計画の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員19人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の代表者 1人
- (3) 府中市私立幼稚園協会の代表者 1人
- (4) 府中市私立保育園園長会の代表者 1人
- (5) 府中市立小学校校長会の代表者 1人
- (6) 府中市立中学校校長会の代表者 1人
- (7) 府中市立小中学校PTA連合会の代表者 1人
- (8) むさし府中商工会議所の会員 2人以内
- (9) 子育てに関するNPO法人の代表者 1人
- (10) 府中市民生委員児童委員協議会の代表者 1人
- (11) ファミリー・サポート・センターの会員 1人
- (12) 府中市自治会連合会の代表者 1人
- (13) 府中市青少年委員 1人
- (14) 公募による市民 2人以内

(15) その他市長が必要と認める者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

2 この要綱が施行した後、最初に委員となった者の任期は、平成18年2月28日から平成20年3月31日までとする。